

# 総社市 幼稚園・保育園等の利用・申請について よくあるご質問

最終更新：R5.11.2

幼稚園や保育園の利用・申請についてよくあるご質問をまとめました。  
お問い合わせいただく際の参考としていただければと思います。



※以下、保育園＝保育園・認定こども園保育部・地域型保育事業、  
幼稚園＝幼稚園および認定こども園幼稚部として記載しています。  
※公立認定こども園幼稚部と私立認定こども園幼稚部で手続きが異なる場合は  
その旨を明記していますのでご注意ください。

## <申請・利用について（幼稚園・保育園共通）>

Q 3歳児と0歳児のこどもがいます。上の子だけ保育園に預けたいのですが、可能ですか？

A

きょうだいのうち、1人だけ幼稚園または認可外保育施設を利用することは可能ですが、1人だけ認可保育園を利用することはできません。きょうだいがおられる場合の園の利用については、以下のような利用が条件となります。

<例>

きょうだい全員が認可保育園（または幼稚園）

きょうだいのうち、1人は幼稚園、もう1人は家庭保育や認可外保育施設（事業所内の託児所や、企業主導型含む。在籍証明は必要ありません。）

きょうだいのうち、1人は幼稚園、もう1人は認可保育園

きょうだいのうち、1人は認可保育園、もう1人は認可外保育施設（事業所内の託児所や、企業主導型含む。在籍証明が必要。）

Q 3人目の子は無料だと聞きました。支払いは一切ないですか？

A

認可保育園の場合、3人目のお子様の保育料は無償です。

ただし、園での給食にかかるお金や、制服代、園独自で実施している習い事などは別途費用がかかります。

※園ごとに必要となる費用は異なりますので、直接園にお問い合わせください。

Q 転園したいと思っています。

認可保育園や幼稚園に通いながら、別の認可保育園（幼稚園）の利用申請をすることはできますか？

A

できません。

総社市では、幼稚園か保育園、どちらかの申請しかお受けできません。

市内認可保育園（幼稚園）在籍中に別の認可保育園（幼稚園）の申請をする場合は、

在籍している園の退園手続きと新たに希望する園の入所手続きの両方をしていただく必要があります。

転園を希望する場合は、こども夢づくり課にご相談ください。

Q 総社市在住ですが、市外の園に通うことはできますか？

A

通える場合もあります。手続きが通常とは異なりますので、お早めにご相談ください。

（必ず許可されるわけではありません。）

**Q 総社市外在住ですが、総社市内の認可保育園・幼稚園に通うことはできますか？**

A

<幼稚園・公立認定こども園幼稚園の場合>

総社市外に住民票がある方でも理由によっては通うことも可能です。

ご希望があればこども夢づくり課にご相談ください。

(必ず許可されるわけではありません。)

例：教育特区の園に通いたい、

将来的に転入予定なので年度初めからその幼稚園を利用したい、など。

<私立認定こども園幼稚園の場合>

園に直接ご相談ください。

<保育園の場合> 総社市内の認可保育園は、総社市内に住民票のある方が利用できます。

総社市に住民票がない場合はご利用いただけません。

(ただし、事業所内保育事業の従業員枠は除きます。)

なお、総社市に転入予定の場合で、転入後に総社市の園の利用希望がある場合、転入前に申請をすることは可能です。(転入前に利用することはできません。)

総社市に転入予定です。

**Q 転入後は総社市内の園を利用したいので、転入前に保育園や幼稚園の申請をしたいと思いますが、可能ですか？**

A

総社市への転入時期と転入先住所が確定している場合は、転入前に事前に申請いただけます。

<幼稚園の場合> 入園を希望する園に直接お問い合わせください。

※幼稚園・公立認定こども園幼稚園を希望する場合、

就園指定園と異なる園を希望する場合はこども夢づくり課へお問い合わせください。

<保育園の場合> 申請書類等は提出期日(原則として書面申請の場合は入所希望月の前月1日)までにご提出いただき、転入手続きは入所希望月の前月20日ごろまでに行っていただくようお願いいたします。

なお、お手続きの際は転入先住所等を確認するための添付資料が必要です。

例：(保育園を、令和5年5月1日入所希望で利用申請する場合)

令和5年4月1日までに転入予定として利用申請→令和5年4月半ばごろに市から調整結果連絡

→入所が決まったら令和5年4月20日ごろまでには転入手続きを完了→令和5年5月1日から保育園利用開始

※申請いただいても、利用調整の結果、園をご利用いただけない場合があります。

**Q 申請した内容から状況が変わりました、どうしたらいいですか？**

A

申請した内容から状況が変わった場合には、**必ず**手続きが必要です。

例えば、次のような場合です。

- ・就労内容が変更になった
- ・保護者の状況が変わった(婚姻・離婚・氏名の変更など)
- ・氏名や住所が変更になった
- ・世帯の状況が変わった(世帯員の増減)
- ・児童扶養手当証書や障害手帳等を新たに交付された
- ・保育の必要性の理由が変わった(就労→介護、求職→就労、就労→産前・産後 など)

**手続きができていないと、園を継続して使えなくなったり、保育料の変更ができなかったりします。**

何か変更があった場合には、お早めに在籍園またはこども夢づくり課にご連絡ください。

## <申請・利用について（幼稚園・認定こども園幼稚部）>

Q 住所によって通う幼稚園が決まっていると聞きました。違う園に通うことはできないのですか？

A

<幼稚園・公立認定こども園幼稚部>

理由によっては、園区ではない幼稚園に通うことも可能です。

ご希望があれば、こども夢づくり課にご相談ください。（必ず許可されるわけではありません。）

例：教育特区の園に通いたい、園区の園が預かり保育を実施していないので預かり保育を実施している園に通いたい、など。

<私立認定こども園幼稚部>

園区の指定はありません。園に直接お問い合わせください。

Q 幼稚園の利用は無償ですか？

A

保育料は無償ですが、保育料以外の費用は必要です。

総社市内の幼稚園の場合だと、給食費などが必要です。

なお、給食費以外（例：制服代、行事ごとの費用など）は園ごとに異なります。

Q 給食は毎日ありますか？

A

市内公立幼稚園・公立認定こども園幼稚部については、長期休業中や、園行事等の場合を除き、毎日実施します。私立認定こども園幼稚部については、園にお問い合わせください。

Q 市内幼稚園に通いたいです。6月3日に3歳になりますが、幼稚園はいつから通えますか？

A

総社市内の幼稚園に通えるのは、4月1日時点で3歳以上のお子様になります。

6月3日がお誕生日のお子様でしたら、3歳のお誕生日を迎えたあとの4月からは幼稚園に通えます。

例：令和5年度に幼稚園に通えるのは、平成29年4月2日から令和2年4月1日生まれのお子様です。

Q 幼稚園に通いたいと思っていますが、土日祝は仕事です。保育園でやっている一時預かりなどは利用できますか？

A

ご利用いただけます。

市内6か所の保育園で実施中の一時預かりのほかに、日・祝のみ実施の休日保育もございますのでご利用ください。

## <申請・利用について（保育園）>

Q 保育園の空き状況が知りたいです。

A

市ホームページにて、毎月10日ごろに更新しています。

※公開できる情報としては最新になりますが、公開された時点ですでに次の入所調整が始まっています。実際の空き状況とは異なることをご了承ください。

Q 早く提出したほうが有利だと聞きました。加点がつくのですか？

A

早く提出しても加点はありません。

毎月の提出期日（4月入所の1次調整の提出期日を除き、原則として毎月1日）までに受付した申請書について内容を確認し、入所の調整をします。提出期日に間に合うようにご提出いただければ大丈夫です。

※書類不備があった時に備え、余裕をもってご提出いただくようお願いします。

Q 施設の見学はできますか？どうやったらいいですか？

A 見学については直接園にお問い合わせください。

Q 「保育の必要性」の点数が何点以上なら入れますか？

A

何点以上が入れる、何点以下は入れない、という基準はございません。  
希望園ごとに「保育の必要性」の点数が高い方から入所できるよう調整を行っています。  
ただし、4月入所の1次調整の際についてのみ、申込状況によっては一定以上の「保育の必要性」の点数の方をまず入所調整するように対応する予定です。  
※何点以上とするかは申請書の受付終了後に決定いたします。お問合せいただいてもお答えすることはできません。

Q 現在求職活動をしています。/これから求職活動をしようと思います。  
保育園の申請は可能ですか？

A

保育園の利用申請をすることは可能ですが、  
保育園の利用ができるかどうかは調整結果によりますので、保育園の受入状況によってはご利用いただけない場合があります。  
※求職活動を理由として保育園の利用申請をする場合、利用調整ができる期間は2カ月となります。  
その後も利用調整を希望される場合は、利用調整期間中に就労を開始し就労証明書を提出するか、  
改めて利用申請を行ってください。  
例) 求職活動を理由として5月入所希望で申請した場合、利用調整が可能なのは5月・6月の2ヶ月のみ。

Q 出産を控えているので、産前休暇に入るタイミングで保育園の申請をしたいと思います。可能ですか？

A

保育園の利用申請をすることは可能ですが、  
保育園の利用ができるかどうかは調整結果によりますので、保育園の受入状況によってはご利用いただけない場合があります。  
また、産前産後を理由として保育園の申請をする場合、保育園の利用(申請)ができるのは産前休暇開始日の属する月の1日から産後休暇終了日の属する月の月末までの期間です。産後休暇終了後に育児休業を取得される場合でも、育児休業中の継続利用制度はご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

Q 公立と私立で保育料は違いますか？保育料以外でかかるお金はありますか？

A

認可の保育園等についてはどの園に通っても保育料は変わりません。  
ただし、保育料以外の費用(例:給食にかかる費用、制服代、習い事代、行事などにかかる費用)については園ごとに異なります。  
※認可外保育施設は施設ごとに保育料が異なります。直接園にお問合せのうえご確認ください。

Q 保育園に通っている子がいます。下の子の出産に伴い、  
育児休業を取ろうと思っていますが現在園に通っている子は引き続き通えますか？

A

手続きをしていただければ、育児休業中も継続して園に通うことは可能です。  
継続利用可能期間は、最長で育児休業に係る子の満1歳となる月末までです。  
※手続きなく育児休業を取得された場合、退園していただくことがあります。

Q 育休の復帰日が変わるかもしれません。どうしたらいいですか？

A

復帰日が変わると申請内容にも影響します。  
就労証明書等の再提出をいただくこともありますので、お早めにこども夢づくり課までご相談ください。

Q 認可外保育施設を利用しながら認可保育園の利用申請はできますか？  
認可外保育施設に在籍していることで認可保育園の入所調整で有利・不利になることはありますか？

A 認可外の保育施設を利用しつつ、認可の保育園の利用申請をする（入所調整を行う）ことは可能です。  
（認可の保育園を利用しつつ、別の認可の保育園の利用申請（入所調整）をすることはできません。）  
また、総社市において、認可外の保育施設を利用することが認可の保育園の利用調整に影響することはありません。（加点・減点はありませぬ。）

Q 入所できなかった場合の通知（保留通知）はもらえますか？

A 利用申請していた月について、調整の結果入所できなかった場合には「保留通知」を月末ごろに送付します。  
入所希望月の初月末のみ送付しますので、毎月必要な場合などは別途ご連絡ください。  
（利用申請をしていない月については発行できません。）

## < 申請書類（幼稚園・保育園共通） >

Q 押印欄がありません。押印不要ですか？

A はい、令和3年10月1日から不要になりました。

Q 間違えて書いてしまいました。どうしたらいいですか？

A その際訂正印は不要です。  
間違えた際、修正ペンや修正テープなどは使用できません。  
また、こすると消えるペンは使用できません。  
間違えた場合は、二重線で抹消の上、訂正してください。

Q 提出した申請書のコピーが欲しいです。

A 提出後も使用する可能性がある書類や、保育園・幼稚園両方で必要になる書類などは、必要に応じてコピーを取ったうえで提出してください。

Q 西暦で書くところを和暦（和暦のところを西暦）で書きました、直した方がいいですか？

A 例えば、「2023年」を「令和5年」と書いた場合などでしたら、内容には誤りがないので修正は不要です。  
内容が間違っている場合は、修正してください。  
(例：「2023年」と書くところを「2022年」と書いてしまった、などは修正が必要です。)

Q 申請者は父母どちらにしたらいいですか？

A 保育園の場合は、父母どちらの方でも構いません。申請者の方のお名前での通知等を作成いたします。  
なお、幼稚園の場合は、原則として父親の方としてください。  
※ご家庭の事情等がある場合はご相談いただければと思います。  
※申請者の方と、保育料等の引落口座の名義人は同一人である必要はありません。  
例) 申請者=父、保育料等の引落口座名義人=母

Q きょうだいがいるので、幼稚園等にも就労証明を出さないといけません。コピーを使ってもいいですか？

A 保育園に提出するものは原本でお願いしています。幼稚園についてはコピーでも構いません。  
その他の提出先（放課後児童クラブ等）については、提出先にご確認ください。

Q 希望園の変更はできますか？

A はい、できます。お電話もしくは窓口にてお申し出ください。  
変更については、毎月1日までに変更のあったものを翌月分の入所調整から反映させていただきます。  
(例：10月からの保育園の入所を申請していて、  
10月15日に希望園を変更した場合、12月分からの入所調整から反映)

## <申請書類（保育園）>

Q 祖父母の住所はどこまで書いたらいいですか？

A 総社市内の場合は番地やアパート名まで全て、総社市外の場合は市町村名まで記載してください。  
例：総社市内の場合→「総社市中央一丁目1番1号 ちゅっぴーアパート101号」  
総社市外の場合→「倉敷市」など

Q どの園でもいいから入園したいです。  
希望園は空欄のほうがいいですか？

A 第一希望から第三希望の順に、記載されている園の調整を行っています。空欄の場合調整ができないので、少なくとも第一希望は記入いただくようお願いします。

Q 申請書等を提出した後に、就労先が変わりました。（変わることはありません。）どうしたらいいですか？

A 就労先が変わった、または、変わることが分かった場合は、できるだけ早く就労証明書をご提出ください。

Q 総社市外から転入しました。  
課税証明があると聞きましたが、父母両方のものが必要ですか？

A はい、父母両方の課税証明が必要です。（同居の祖父母がいる場合、その方の課税証明が必要となる場合もあります。）  
非課税の場合であっても、非課税であることを確認するために課税証明書が必要となります。  
なお、必要となる課税証明の年度については、4月～8月からの入所希望の場合は前年度（令和5年4月～8月入所希望の場合は令和4年度）、9月～3月からの入所希望の場合は当該年度（令和5年9月～令和6年3月入所希望の場合は令和5年度）のものがが必要です。  
※証明書は世帯分まとめたものや簡易なものではなく、個人ごとの、できるだけ詳しい証明書（所得・控除の内訳の記載があるもの）を提出してください。  
※課税証明書に代えて、個人番号提供書の提出をいただくことも可能です。

Q 転入予定です。添付書類は何か必要ですか？

A 建築請負契約書（写）・建物売買契約書（写）・建築確認申請書（写）・建物賃貸借契約書（写）のいずれかを添付してください。  
※転入先住所と契約者氏名等がわかるページが必要です。  
申請書裏面にも記載欄があります。忘れずに記入・添付してください。

## <就労証明書>

※就労先の事業所の方にご記入いただく書類です。  
保護者の方は、用紙下部の「保護者記入欄」のみ記載してください。

Q 押印欄がないですが押印不要ですか？  
訂正印も不要ですか？

A はい、訂正印も含め、押印不要です。  
間違えた場合は、二重線抹消の上で正しいものを傍に記載してください。  
修正テープ・修正ペンは使用しないでください。

Q ホームページに掲載されているエクセルの様式に入力してそのまま印刷して使っても大丈夫ですか？

A はい、そのままご使用ください。

Q エクセル様式だと、整数しか入力できない部分があるんですが…。

A 国が提示した様式であり、一部入力に制限がかかっているところがあります。制限を解除することはできないので、お手数ですがその部分だけは手書き等での対応をお願いします。

Q 右上の証明者は、本社じゃないとだめですか？

A 支店・支社等でも、証明していただけるのであれば問題ありません。証明内容についてお問い合わせしたときに回答いただける方（会社等）において証明をお願いいたします。

Q 【No.1】  
どの職種に該当するか分かりません。

A 実際の業務内容に近いところにチェックを入れてください。  
判断に迷った場合は、「その他」に記載いただければと思います。

Q 【No.6】  
勤務時間が複雑で、様式に書きづらいです。どうしたらいいですか？

A 雇用形態によって「固定就労」「変則就労」を使い分けていただき、枠外の余白や備考欄（No.17）も活用して、こういった勤務状況が読み取れるように記載をお願いいたします。  
なお、記載内容に不明・不備がある場合は受付できません。  
また、場合によっては事業所の方にご連絡の上内容を確認させていただきます。

例：①時間は平日と土曜で違うが、勤務時間は固定。隔週土曜勤務の場合  
（固定就労の場合に記載）（わかりやすくするために手書き部分は赤字にしています。）

就労時間 (固定就労の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日							合計時間	月間	192	時間	0	分 (うち休憩時間 1320 分)
	一月当たりの就労日数		月間	22	日	一週当たりの就労日数		週間	5	日			
	平日		9	時	0	分	～	18	時	0	分 (うち休憩時間 60 分)		
	土曜		9	時	0	分	～	15	時	0	分 (うち休憩時間 60 分)	土曜日は隔週	
	日祝			時		分	～		時		分 (うち休憩時間 分)		

例：②時間は固定で、曜日がバラバラである  
（固定就労の場合と、No.14備考欄に記載する場合）

就労時間 (固定就労の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input checked="" type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日							合計時間	月間	198	時間	0	分 (うち休憩時間 1320 分)
	一月当たりの就労日数		月間	22	日	一週当たりの就労日数		週間	5	日			
	平日		9	時	0	分	～	18	時	0	分 (うち休憩時間 60 分)		
	土曜		9	時	0	分	～	18	時	0	分 (うち休憩時間 60 分)		
	日祝		9	時	0	分	～	18	時	0	分 (うち休憩時間 60 分)		

備考欄	曜日は不定期で、月22日勤務
-----	----------------

例：②時間は固定で、曜日がバラバラである  
（変則就労に記載する場合）

就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input checked="" type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	198	時間	0	分 (うち休憩時間 1320 分)			
	就労日数	<input checked="" type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	22	日					
	主な就労時間帯・シフト時間帯	9	時	0	分	～	18	時	0



Q 【No.6】

月20日勤務で、1日あたり休憩時間が60分です。就労時間（No.6）の休憩時間が、1,200分のような数字になります。いいんでしょうか？

A

大丈夫です。

1日当たり 60分の休憩×1か月の就労日数 20日 =1,200分となりますので、問題ありません。

もし書きづらければ、1,200分を20時間、と表記頂いても構いません。

（その場合、必ず単位まで修正してください。（もともとは「分」となっています。））

【No.6】

Q 月（週）の労働日数は決まっていますが、週（月）あたりのものは決まっていますか？  
どうやって算出したらいいですか？

A

国から提示されている計算方法は下記のとおりです。

月の労働日数が決まっている場合＝週あたりの就労日数×4で算出、

週の就労日数が決まっている場合＝月当たりの就労日数÷4で算出、

年の就労日数が決まっている場合＝月当たりは就労日数÷12、週あたりは就労日数÷48で算出。

いずれの場合も、小数点以下をそのまま記載してもらって構いません。（エクセルで小数点以下が入力できない場合は、その部分だけ手書き等での対応をお願いいたします。）

【No.6】

Q 就労時間（No.6）の月あたり（週あたり）の就労時間が整数になりませんか？  
小数点以下はどうしたらいいですか？

A

小数点以下はそのまま記載するか、分に直して記載してください。

【No.6・No.12】

Q 申請後に雇用契約の内容が変更となる（例：フルタイム→パートタイム）予定です。記載方法はどちらがいいですか？

A

就労証明書では、「入所希望日時点での」就労状況を確認します。

就労先が変わる場合は「入所希望日時点での就労内容がわかる」就労証明が必要です。

また、就労先は変わらないが雇用契約の内容が変更となることが分かっている場合は「入所希望日時点での」就労形態（日数・時間等）の確認ができる就労証明が必要です。

なお、申請する時と入所希望日時点で雇用状況が異なる場合には、備考（No.14）に「就労時間等は令和〇年〇月から上記に変更となる」旨を記載してください。（文面は問いませんので、いつから就労予定内容が変わる、ということが分かるように書いてください。）

例：令和5年4月からの入所希望として令和4年11月に申請を出す場合で、現在の就労先を令和5年3月で退職し、新しい就労先に令和5年4月から勤める場合

→現在の就労先の証明は不要です。令和5年4月から勤める就労先に就労証明を書いてもらって出してください。なお、就労先が変わる場合はNo.3「雇用（予定）期間等」で雇用開始日が確認できるので、備考欄に記載がなくても構いません。

例：令和5年4月からの入所希望として令和4年11月に申請を出す場合で、就労先は変わらないが、令和5年4月から雇用時間が変わる場合

→現在就労している（令和5年4月も継続して就労予定の）就労先に、令和5年4月からの就労内容（予定）でNo.6の項目などを記載してもらってください。また、備考欄で「就労時間等は令和5年4月から上記内容に変更となる。」などの文言を記載してください。

※雇用契約上の就労時間等は変更せず、育児のための短時間勤務制度利用となる場合は、雇用契約内容を就労時間（No.6）に、育児のための短時間勤務制度利用についてはNo.12の欄に書いてください。

Q **【No.7】**  
就労実績（No.7）は、何月のものですか？

A

証明日の直近3ヶ月です。月末・月初に証明する場合などで、直近3ヶ月が難しい場合、その前の1月分を含んでも構いません。

例：11月1日に証明するが、10月分の勤務日数・時間は集計できない。→7月、8月、9月分の証明で問題ありません。

ただし、産前産後休暇・育児休暇を取得している場合は、取得前の直近3ヶ月を記載してください。

例：2022年11月に証明を作成するが、対象の方は2021年9月15日から産前産後休暇・育児休暇中の場合  
→No.8は産前産後期間を記載（すでに育休中の場合は「取得予定」「取得中」にはチェックせず）、No.9には育休期間を記載

（取得前の場合は「取得予定」、取得中の場合は「取得中」にチェック）、No.7は2021年6月～8月の記載をお願いします。

Q **【No.7】**  
就労実績（No.7）は、有給休暇を含みますか？

A

はい、含みます。

日数に計上し、時間については通常の勤務時間分を計上してください。1日8時間勤務（休憩時間含む）で、その月の勤務した日数は20日、残業はなし、有給休暇が1日の場合

→日数 21日/月、時間数 8時間×（20日+1日）=168時間/月

Q **【No.12】**  
育児のための短時間勤務制度利用（就労証明書 No.12の項目）を利用する予定です。制度を利用することで入所の調整の際に影響がありますか？

A

入所調整の際には影響ありません。

雇用契約上の勤務時間を就労時間（No.6）の項目に記載していただき、そのうえで、育児のための短時間勤務制度利用（No.12）にも記載してください。

※入所調整には影響ありませんが、入所後の利用時間（標準時間・短時間）の認定には影響します。

## <利用中>

Q 認可保育園に通っている子どもがいます。  
就労していたけれど、仕事を辞めました。退園になりますか？

A 退園となる場合もあります。お早めにこども夢づくり課までご相談ください。

Q 9月から保育料等（保育料，副食費徴収/副食費徴収免除，幼稚園給食費）が変わりました。世帯状況は変わっていないのに、なぜですか？

A

保育料は原則として、保護者（父母）の市民税の所得割額をもとに算出しており、階層区分の基準となる市町村民税額は、4～8月は令和4年度分、9月以降は当該年度分です。

世帯構成が変わった場合などは年度途中でも変動することがありますが、9月に階層区分の基準となる市町村民税額の年度が変わるため、保育料等が変更となる方が多いです。

※保育料等が変更となる（所得が変わる（税額が変わる））場合の例

- ・世帯の人数が変わった（結婚・離婚）
- ・育休から復帰した（育休復帰した翌年度に税額に反映される場合が多いです。）

※子またはその父母を税法上の扶養控除対象者としている、もしくは現に扶養していると認められる祖父母がいる場合は、その方の税額も合算して決定します。

※令和5年度の場合、令和5年8月までは令和4年度の市民税所得割額（令和3年中所得に基づくもの）を、令和5年9月からは令和5年度の市民税所得割額（令和4年中所得に基づくもの）を基準として計算します。